

令和8年3月31日

田辺市議会議長 佐井 昭子 様

会派名 清新会
代表者名 北田 健治

出張（調査研究）報告書

下記のとおり出張（調査研究）いたしましたので、その結果をご報告いたします。

記

参加議員	北田 健治、柳瀬 理孝
期 間	令和8年1月14日 ～ 令和8年1月15日
実施場所 (研修会場、視察先、 相手方等)	① 参議院議員会館 ② 株式会社 防災士研修センター
活動の目的・内容 及び結果等	①大学関係 ・新設大学等の情報について（設置認可届け出の状況） ・大学 2026 年度問題について ・2040 年を見据えた高等教育政策の方向性について ・公立大学に係る地方財政措置について ②株式会社 防災士研修センター ・防災士制度（運営）について ・防災士の研修、育成事業について

報告書は別添のとおり（案内・パンフレット等関係書類を添付すること。）

清新会視察報告書

日程：1月14日～15日

清新会（◎北田健治 柳瀬理孝）

視察先：文部科学省

テーマ：高等教育機関の設置について

（担当者：文部科学省高等教育局大学振興課長 石橋 晶 様）
：高等教育企画課大学設置・評価室室長補佐 中島 大輔 様）
：高等教育局大学振興課 公立大学係長 葉室 浄香 様）

視察目的：現在田辺市で検討されている公立大学の設置について、各種制度の理解や国の動向を調査するため。

視察先：防災士研修センター

テーマ：防災士の活動と養成について

（担当者：防災士研修センター 代表取締役 玉田 太郎 様）

視察目的：近年需要が高まっている防災士の取り組みと養成状況について理解を深めるため。

～導入～

田辺市では現在立初創生財団からの提案による公立大学の設置可能性について検討が進められている最中である。主に市あるいは委託業者が調査した内容について、民間人材で組織されている検討委員会、田辺市議会特別委員会でその内容について審査及び議論を重ねているところであるが、検討すべき課題は山積している。本報告書ではその調査の一つとして訪れた文部科学省での聞き取り調査の内容についてまとめ、田辺市公立大学についての現在の所感をまとめるものとする。

◎文部科学省

○「知の総和」向上についての答申の概要

令和7年2月21日、中央教育審議会において『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～』の答申が出されました。本答申においては、世界的な課題（環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展等）、国内における課題（急速な少子化、労働力供給不足等）等、めまぐるしく変化する情勢に対応していくため、高等教育の転換の必要性が示されている。

大学進学者数推計（2021～2040）

62.7万人（2021） → 59.0万人（2035） → 46.0万人（2040）

→大学進学者数が急速に減少する中、持続可能な活力ある社会を実現するためには、**知の総和『数×能力』**を向上することが必須である。

・『知の総和』向上のための指針

1、「質」の向上

教育研究の質の向上を図ることにより学生一人一人の能力を最大限高める

2、「規模」の適正化

社会に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保

3、「アクセス」確保

地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

急速な少子化を踏まえた高等教育全体の「規模」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「アクセス」確保策を講じるとともに、「規模」の縮小をカバーし、『知の総和』を向上するために教育研究の「質」を高める。

○『知の総和』向上にむけた今後の高等教育政策の方向性と具体的方策
(※知の総和と答申より抜粋、詳細は参考資料参照)

●「質」の向上に関する方策

1、学修者本位の教育のさらなる推進

・学生が主体的・自律的に学習するための環境構築

「出口における質保証」の促進

厳格な成績評価や卒業認定の実施、成績優秀者への称号授与

・新たな質保証・工場システムの構築

認証評価制度の見直し

在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で放火する新たな評価制度への移行。等

2、多様な学生の受け入れ促進

・転編入学の柔軟化を図るため定員管理の見直しを図る

・外国人留学生の受入れや日本人学生の派遣の推進、留学生の定員管理

・社会人の学びの場の拡大

・通信教育課程の質の向上 等

3、大学院教育の改革

4、研究力の強化

5、情報公表の推進 等

●「規模」の適正化に関する方策

1、高等教育機関の機能強化

・意欲的な教育・経営改革を行うための支援

一定の規模縮小をしつつ、質向上等を目指す学校への支援

デジタル、グリーン等への成長分野への学部転換支援等の強化

(↑田辺市が活用を考えている大学・高専機能強化支援事業助成金)

・高等教育機関間の連携を推進

2、高等教育全体の規模の適正化の推進

・厳格な設置認可審査への転換

財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化

設置計画の履行が不十分な場合の私学助成金減額・不交付等

- ・再編・統合の推進
再編・統合を行う大学等への支援
- ・規模縮小への支援
- ・大学経営撤退への支援

●「アクセス」の確保に関する方策

1、地理的観点からのアクセス確保

- ・地域のごとのアクセス確保を図るため地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界等で組織される協議体を作る。
- ・地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援

2、社会経済的観点からのアクセス確保

- ・個人への経済的支援の充実
企業等による奨学金の代理返還の普及等

○高等教育機関（大学）に求める役割

1、国立大学

社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施

国立大学の学部定員規模の適正化（修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮）や連携、再編・統合の推進に向けた検討

地域の高等教育機関の牽引役としての機能強化

2、公立大学

地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施

地域の実態を踏まえた教育研究の実施や定員規模の適正化（見直しも含めた地域との継続的な対話、私立大学の安易な公立化の回避）

3、私立大学

建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施

意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化 規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）

→急速な少子化の中、いずれの大学に対しても規模の適正化を推進していくことが明記されている。

○文部科学省への質問事項について

1、設置にかかる認可について（財政計画の妥当性について）

→まず公立大学の設置については自治体が最も大きな責任を負うというのが前提条件である。そのため文部科学省では設置に関して自治体及び議会が是と判断したのであればその財政計画等は自治体に委ねるものであり、文部科学省の認可の際には財政計画については審査の対象とはしない。仮に財政計画に不都合が生じた場合は自治体で財政措置をしなければならない。

2、公立大学設置の際の基本的な考え方について

→公立大学の設置については、「その地域にとって何が必要なのか」という観点が最も重要であり、大学と地方公共団体がどのように地域課題を解決し、地域を発展させていくかという観点を持つべきである。

3、大学高専機能強化支援事業助成金の対象の可否について

→本事業については基本的には、将来必要とされるデジタル人材等の確保のため、文系学部を理系学部置き換える場合に使われる助成金であるため、公立大学の新設について使えるかどうかは即答しにくい。制度の組み換えも多い事業であり、必要な情報も多いため、直接市から問い合わせれば答えることができると。

4、他の公立大学における運営状況について（運営費交付金）

→全ての公立大学を把握しているわけではないが、基本的に国からの運営費交付金のみで運営できている公立大学は無く、どの学校も地域の実情や大学の状況に応じて財政措置をしている。

○所感

現在田辺市で検討されている公立大学の新設について調査のため文部科学省を訪れ、『知の総和』答申をもとに説明を受けた。国立大学、公立大学、私立大学のどの大学形態においても規模の適正化について触れられていた。大学全入時代と言われるようになった現在において難関大学では激しい競争が続き、それ以外の大学では定員割れが起り、大学の質の低下が問題視されるようになっている。こうした状況の中、規模の適正化は必然の流れである。本市において計画されている公立大学を前向きに進めるのであれば、他の大学と比較して埋もれないような特色を持たす必要がある。

また文部科学省が言うように公立大学とはその地域にとって何が必要で、どのような目的で設置するのかという明確なビジョンがなければ、立ち上げはもちろん継続させていくことが難しくなるだろう。また財政計画については国の審査の対象とはならず、審査からその先生じるリスクにおいても自治体で責任を負わなければならないという点も興味深い点であった。率直に言って大学の財政計画の妥当性を市の人材のみで把握するのは限界がある。当会派としては、今後も外部人材の知見や他の先進地を参考にしつつ、慎重な判断をしていきたい。



◎防災士研修センター

○防災士とは

防災士とは阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、発生しうる災害に対し、正しい知識と適切な判断力を持った人材を育成するため創設された民間資格制度である。令和8年2月現在で防災士は352,527名。

○防災士の活動内容

1、平常時の活動

まず自分と家族を守るために、わが家の耐震補強、家具固定、備蓄などを進めます。それを親戚、友人、知人に広めていくとともに、地域・職場での防災啓発、訓練を実施する。だれかが積極的に声をかけなければ、人は動かない。防災士は、まず自分が動き、周囲を動かすよう努める。必要に応じて、防災講演、災害図上訓練、避難所訓練等のリーダー役を果たすとともに、自主防災組織や消防団の活動にも積極的に参加する。

2、災害時の活動

・自分が被災した場合

その場その場で自分の身を守り、避難誘導、初期消火、救出救助活動等に当たる。東日本大震災や熊本地震においても防災士のリーダーシップによって住民の命が助かったり、避難所開設がスムーズに運んだという事例が多数報告されている。

・被災地支援

近年の災害では防災士による被災地支援活動が積極的に行われている。具体的には避難や復旧・復興に係るボランティア活動あるいは物資の調達・運搬等各種の支援活動に参加し、時には重機を使ったガレキ処理等専門技術を活かした活動も実施された。

○防災士先進地愛媛県松山市の取り組み

松山市では、平成 17 年度から全国初の取組として、全額公費負担での防災士養成を始め、自主防災組織をはじめ、市立小中学校や保育園、幼稚園、福祉施設や災害協定事業所など、様々な職域や世代の方に防災士の資格取得を進めてきた。その結果、全国の自治体で日本一の防災士数が誕生し、地域防災力を高めている。松山市が防災士の資格取得費用を公費で負担し、災害に強いまちづくりを目指したのをきっかけとして、石川県や大分県等も後に続き、全国の自治体もそれに倣ったため、防災士の養成が加速化した。また平成 27 年度から松山市では防災士が在籍する事業所の表示制度である「防災協力事業所登録制度」を実施しており、防災士の価値・認知度の向上に努めている。また松山警察署と松山消防署では現職の署長以下全署員が防災士資格者となっている。

○所感

防災士の活動として、①身近な家族を守るため、②地域を守るため、③職場を守るため等目的に応じて自分の活動の幅を柔軟にできることが民間資格ならではの良さであ

と感じた。災害が頻発する日本において防災士の役割は今後益々重要になってくる
ことが予想される。2026年2月現在防災士が最も多い都道府県は東京都（29,107
人）であるが、2番目に多いのは愛媛県（28,156人）であり、3番目は大分県
（15,199人）である。東京都は人口の都合上多くなるのはわかるが、愛媛県、大分県
に関しては行政が主導して取得を進めた背景がある。こうした取り組みは近い将来南
海トラフ巨大地震が予想される本県・本市においても参考にすべき事例であり、高齢
化により地域力の低下が危惧される本市において各家族、各地域、各職場等の小さい
単位で防災の知識を有した防災士が存在することは生活を守ることにつながるではな
いかと考える。今後も先進地を参考にしつつ、防災士の養成について検討していきたい。

